

保険医協会FAX情報

発行：鳥取県保険医協会 No. 85
〒683-0853 米子市両三柳 877-1
電話 0859-24-3063 FAX 0859-24-3066

★過去のニュースは協会ホームページに掲載しております。

「医療・高齢者施設等物価高騰対策応援金」のご案内

鳥取県では医療機関の負担軽減のための応援金制度が実施されます。概要は以下の通りです。

【支給対象】

○鳥取県内に所在地がある病院、診療所、助産所、歯科技工所、薬局、訪問看護・訪問リハビリテーション・通所リハビリテーション事業所を令和6年4月1日時点で開設、運営している事業者、法人。

※病院、診療所、薬局は保険医療機関に限る

※支給は1事業者、施設1回限りです。

【支給金額】

○施設区分、提供するサービス種別等の区分に応じて変わります。

公立施設は食材料費のみの支給となります。

制度の詳細な内容は鳥取県医療政策課のホームページをご覧ください。

無床診、歯科診療所……………1施設あたり7万円

有床診（病床数1床以上19床以下）……………1施設あたり8万5千円（光熱費）※1

一般病床1床当たり9千円を加算

療養病床等1床当たり5千円を追加

病院（病床数200床以上）……………1施設あたり23万5千円（光熱費）※1

一般病床1床当たり2万円を加算

療養病床等1床当たり1万4千円を追加 ※2

病院（病床数100床以上200床未満）……………1施設あたり17万円（光熱費）※1

一般病床1床当たり1万5千円を加算

療養病床等1床当たり9千円を追加 ※2

病院（病床数100床未満）……………1施設あたり12万円（光熱費）※1

一般病床1床当たり1万2千円を加算

療養病床等1床当たり5千円を追加 ※2

歯科技工所・助産所・薬局……………1施設あたり2万5千円

※1 食材料費として1床当たり3千2百円を加算。（4月1日時点の許可病床数）

※2 救急告示医療機関1施設あたり12万円を加算。

※3 令和6年4月1日時点で休床の病床は支援対象にはなりません。

【申請期限】

○令和6年4月1日（月）～令和6年5月31日（金）

※期日に余裕をもたせた申請をお願いいたします。

【手続き】

○様式第1号 医療・高齢者施設等物価高騰対策応援金支給申請書を
電子メール、郵送又は持参により提出

○「病院、診療所、助産所、歯科技工所」「薬局」はとっとり電子申請サービスで申請可能です。

※申請書は鳥取県ホームページもしくは右記二次元コードからダウンロードできます。

【問い合わせ先】

鳥取県福祉保健部 健康医療局医療政策課

☎0857-26-7228

電子メール iryouseisaku@pref.tottori.lg.jp

